障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの

**運営規程（例）**

就労選択支援

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 作成に当たっての留意事項 |
| 　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に　基づく○○○（就労選択支援）運営規程（事業の目的）第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労選択支援（以下「指定就労選択支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労選択支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労選択支援の提供を確保することを目的とする。（運営の方針）第２条　事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第６条の７の３に規定する事項の整理（以下「アセスメント」という。）を行うものとする。２　障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、事業所は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。３　事業所は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。４　事業所は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。５　前４項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。））に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定就労選択支援を実施するものとする。（事業所の名称等）第３条　指定就労選択支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。　(1) 名称　　○○○　(2) 所在地　大阪府堺市△△×丁目×番×号　＊＊ビル×号（職員の職種、員数及び職務の内容）第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。　(1) 管理者　1名（常勤職員）管理者は、職員の管理、指定就労選択支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労選択支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。　(2) 就労選択支援員　〇名以上就労選択支援員は、次の業務を行う。ア　アセスメントを実施すること。　　イ　アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関によるケース会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等から意見聴取を実施すること。　　ウ　アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施すること。　　エ　協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施すること。　(3) 運転手　１名以上　　　運転手は、・・・を行う。　(4) 栄養士　１名以上　　　栄養士は、・・・を行う。　(5) 調理員　１名以上　　　調理員は、・・・を行う。　(6) 事務職員　１名以上　　　事務職員は、必要な事務を行う。（営業日及び営業時間等）第５条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。　(1) 営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）及び○月○日から○月○日までを除く。　(2) 営業時間　午前○時から午後○時までとする。　(3) サービス提供日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。　(4) サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。（利用定員）第６条　事業所の利用定員は○○名とする。（指定就労選択支援を提供する主たる対象者）第７条　事業所において指定就労選択支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。　(1) 身体障害者　(2) 知的障害者　(3) 精神障害者　(4) 難病等対象者（指定就労選択支援の内容）第８条　事業所で行う指定就労選択支援の内容は、次のとおりとする。　(1) アセスメントの実施　(2) 多機関によるケース会議の開催　(3) アセスメント結果の作成　(4) 事業者等と連絡調整　(5) 食事の提供　(6) 身体等の介護　(7) 生活相談　(8) 健康管理　(9) 訪問支援　(10) 送迎サービス　(11) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜（利用者から受領する費用の額等）第９条　指定就労選択支援を提供した際には、利用者から当該指定就労選択支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。２　法定代理受領を行わない指定就労選択支援を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定就労選択支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。３　前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。　(1) 食事の提供に係る費用　ア　朝食　１食につき○○円（うち食材料費○○円）　イ　昼食　１食につき○○円（うち食材料費○○円）　ウ　夕食　１食につき○○円（うち食材料費○○円）　　ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下、「令」という。）第17条第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、１日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。　(2) 日用品費の実費　(3) 第13条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。ア　事業所から片道○○キロメートル未満　１回につき○○円イ　事業所から片道○○キロメートル以上　１回につき○○円　(4) 送迎サービスの提供に係る費用　ア　第13条に規定する通常の事業の実施地域　１回（片道）につき○○円　　イ　上記ア以外の地域①　事業所から片道○○キロメートル未満　１回につき○○円②　事業所から片道○○キロメートル以上　１回につき○○円　(5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。（工賃の支払等）第１０条　事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。（サービス利用に当たっての留意事項）第１１条　利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。　(1) ○○○こと。　(2) ○○○こと。　(3) ○○○こと。（利用者負担額等に係る管理） 第１２条　事業者は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額合計額が、令第17条に規定する負担上限月額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。（通常の事業の実施地域）第１３条　通常の事業の実施地域は、○○市○○区、○○市○○区、××市及び△△市の全域とする。（緊急時及び事故発生時等における対応方法）第１４条　現に指定就労選択支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。３　指定就労選択支援の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。４　指定就労選択支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。（非常災害対策）第１５条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。（苦情解決）第１６条　提供した指定就労選択支援に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。２　提供した指定就労選択支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は大阪府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は大阪府知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。（個人情報の保護）第１７条　事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。２　職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。（虐待防止に関する事項）第１８条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。　(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置　(2) 成年後見制度の利用支援　(3) 苦情解決体制の整備　(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施　　　　(5) 虐待防止委員会の設置等（身体拘束等の禁止）第１９条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。２　前項に定めるもののほか、身体拘束等の禁止については、基準省令第３５条の２の規定によるものとする。（業務継続計画の策定等）第２０条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）第２１条　事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。　(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。　(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。　(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。（その他運営に関する重要事項）第２２条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。　(1) 採用時研修　採用後○カ月以内　(2) 継続研修　年○回２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。３　事業所は、利用者に対する指定就労移行支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労選択支援を提供した日から５年間保存するものとする。４　事業所は、指定就労選択支援の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。附　則この規程は、令和○○年○月１日から施行する。附　則この規程は、令和○○年○月○日から施行する。 | ※「○○○」⇒事業所の正式名称※「＊＊＊」⇒開設者（法人名）※「○○○」⇒事業所の正式名称※「○○○」⇒事業所の正式名称を記載。※「大阪府堺市・・・」⇒所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載する。※運転手、栄養士、調理員、事務職員については、配置しない場合は記載しない。※「営業日」「営業時間」は、利用の受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対するサービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ記載する。なお、日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除き営業又はサービス提供を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載する。※左記事例は一例であり、運営規程の作成にあたっては、実際に提供する就労選択支援の内容について記載する。※「食事の提供」⇒行わない場合は記載しない。※当項については実際に提供する就労選択支援の内容ごとに発生する利用者負担金について記載する。※「食事の提供・・・」⇒行わない場合は記載しない。※「朝食・・・」⇒食事の提供を行う場合は、実際に提供する食事の費用について記載する。※「第13条に規定する・・・」⇒通常の実施地域を越えて、訪問支援を行う場合、利用者から訪問支援に要する実費（燃料費等）の支払を受けることができる。訪問支援を行わない場合は記載しない。※「送迎サービス・・・」⇒行わない場合は記載せず、以下を繰り上げる。※事業者は、前各項の利用料のほかに、利用者から、送迎サービスに要する実費（燃料費等）の支払を受けることができる。※送迎加算を算定する場合は、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合のみ支払を受けることができる。※利用者が、事業所を利用する際に留意する事項を記載する。（原則として内容は自由。ただし、利用者の権利・自由を制限するような内容（例えば、外出時等の際の「許可」等）等については、規定することはできない。）※食事の提供を行わない場合は、「令」⇒「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）」と置き換える。※通常の事業の実施地域については、原則市区町村単位で記載する。なお、市区町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町」など客観的に区域が分かるように記載する。※左記は必須とし、他に事業所において行うものがあれば記載する。※運営規程を変更する場合は、「附則　この規程は、令和○年○月○日から施行する。」を順次追記する。 |